

平成30年度 空き店舗活用事業 募集要項

武雄市では、商店街等をより魅力あるものとするため、対象エリアの空き店舗等に出店される方を対象に、改装費等の一部を佐賀県と共同で支援します。



1 補助対象物件

築15年以上の空き店舗または民家等。

2 補助内容

(1) 助成額

事業を開始するために必要な経費のうち、空き店舗等の改装などにかかる費用の合計額の3分の2以内（千円未満の端数は切捨て）を助成します（限度額：100万円）。

(2) 助成条件

出店に際して個人・法人の別は問いませんが、事業を開始する区域の商店会・商店街振興組合等に出店が認められることが前提となります。

3 応募資格

- (1) 下記対象エリアの空き店舗等を活用し、事業を開始する方。
- (2) 1日のうち3時間（午前9時～午後3時）以上・1週間のうち4日以上営業される方
- (3) 平成31年2月28日までに開業可能な方。
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に反しない方。
- (5) 武雄市暴力団排除条例に該当しない方。
- (6) 下記の①～③に該当しない方
 - ①出店しようとする空き店舗等の所有者の3親等以内の親族である方
 - ②市外に本店があるフランチャイズチェーン店を出店しようとする方
 - ③市内の既存店舗を閉店し、新たに出店しようとする方

4 対象エリア

武雄市地域商業活性化支援事業補助金交付要綱に定める下記のエリア

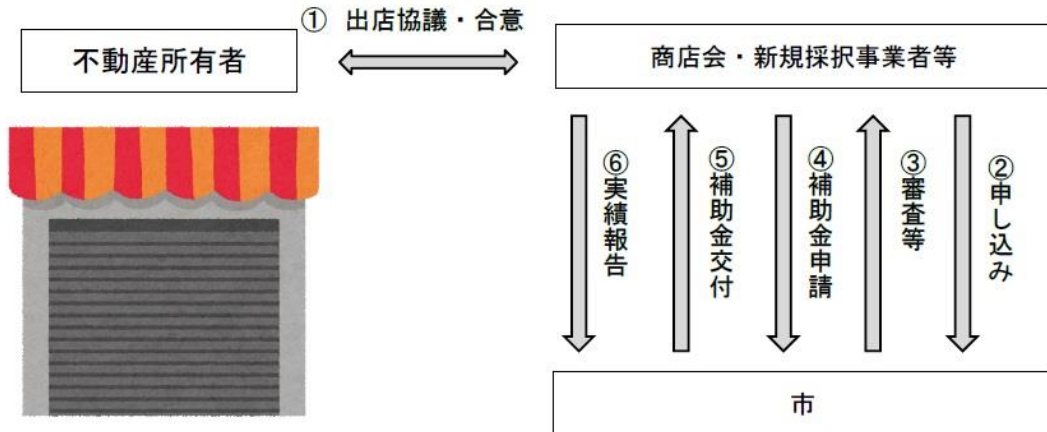
- ・温泉どおり、宮野町、中町
- ・5店舗以上が連なり、組織的な活動を行っているエリア

5 募集期間 平成30年7月16日(月)～10月12日(金)まで

6 募集件数 1件程度

7 選考方法 書類審査（申込時に聞き取りをさせていただきます。）
※過去3年以内に1月以上にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を全て習得する創業塾を受講されている方は審査における加点があります。

8 事業の流れ



9 応募申請

(1) 申込方法

申請書類に必要事項を記入のうえ、平成30年10月12日(金)午後5時までに、武雄市商工課までご提出ください。

(2) 申請書類

- ① 出店申込書 (書式は別紙のとおり)
- ② 開業計画書 (書式は別紙のとおり)

(3) 事前報告

申請にあたっては、空き店舗のある区域の商店会・商店街振興会の商店会長等に、事前に「出店計画書」により報告をお願いします。商店会長等の連絡先については、武雄市商工課までお問合せください。

10 応募にあたっての注意点

- (1) すでに開店している店舗や、交付決定の前に店舗の改装など事業が始まっている場合は、補助対象外となります。
- (2) 応募申請後は、店舗立地など事業計画の変更はできません。審査を経て、交付決定が決まるのは、11月以降となります。その間に店舗が埋まってしまうと、計画どおりの開業ができず、補助の対象となりません。事前に家主さんとよく話し合ったうえでお申込みください。
- (3) 交付される補助金の額は、改装終了後に提出していただく実績報告の内容を審査して、最終的に確定されます。
- (4) 出店計画が採択された後は、原則として、商店会・商店街振興会等との連名にて、市に対して補助申請をしていただくことになります。

※詳しい内容は、商工課までお問合せください。

■ ご提出・お問合せ先：
佐賀県武雄市武雄町大字昭和12-10
武雄市役所商工課
電話：(0954)23-9183
FAX：(0954)23-3816